

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要

平成25年6月26日公布

【目的】

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

【定義】

1 障害者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）

その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

2 社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 事業者

商業その他の事業（地方公共団体の経営する企業を含む。）を行う者をいう。

4 行政機関等

くに ぎょうせい きかん どりつぎょうせいほうじんとう ちほうこうきょうだんだい ちほうこうえいきぎょうほう
国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法
しょうわ ねんほうりつだい ごう だい しょう きてい てきょう う ちほうこうきょう
（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共
だんだい けいえい きぎょう のぞ およ ちほうどりつぎょうせいほうじん
団体の経営する企業を除く。）及び地方独立行政法人をいう。

【差別を解消するための措置】

1 差別的取扱いの禁止

じむまた じぎょう おこな あ しょう りゆう しょう しゃ
事務又は事業を行うに当たり、障がい理由として障がい者で
ない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利
りえき しんがい
利益を侵害してはならない。

ぎょうせい きかんとう じぎょうしゃ ほうてきぎむ
◎ 行政機関等、事業者ともに法的義務

2 合理的配慮の不提供の禁止

じむまた じぎょう おこな あ しょう しゃ げん しゃかいてきしょうへき
事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の
じょきよ ひつよう むね いし ひょうめい ばあい
除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その
じっし ともな ふたん かじゅう しょう しゃ けんりりえき しんがい
実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害
することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態
おう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ
に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮
をしなければならない。

ぎょうせい きかんとう ほうてきぎむ
◎ 行政機関等 ⇒ 法的義務

じぎょうしゃ どりよくぎむ
◎ 事業者 ⇒ 努力義務

3 具体的な対応

(1) 基本方針の策定

政府は、障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}に関する「基本方針^{きほんほうしん}」を策定^{さくてい}。

(2) 対応要領の策定

国・地方公共団体等^{くにちほうこうきょうだんたいなど}は、当該機関^{とうがいきかん}の職員^{しよくいん}が適切^{てきせつ}に対応^{たいおう}するために必要な要領^{ひつようようりょう}を策定^{さくてい}（地方公共団体等の策定は努力規定^{どりよくきてい}）。

(3) 事業者のための対応指針の策定

主務大臣^{しゅむだいじん}は、事業者^{じぎょうしゃ}が適切^{てきせつ}に対応^{たいおう}するために必要な対応指針^{ひつようたいおうししん}（ガイドライン^{がいどらいん}）を策定^{さくてい}。

4 実効性の確保

主務大臣^{しゅむだいじん}は、対応指針^{たいおうししん}に定める事項^{さだめじこう}について、事業者^{じぎょうしゃ}に対し、報告^{ほうこく}を求め^{もと}、又は助言^{またじょげん}、指導^{しどう}若しくは勧告^{かんこく}をすることができる。

【差別を解消するための支援措置】

1 紛争解決・相談

国^{くに}及び地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}は、障がい者^{しょうがいしゃ}及びその家族^{かぞく}その他の関係者^{たかんけいしゃ}からの障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}に関する相談^{そうだん}及び紛争^{ふんそう}の防止^{ぼうし}等に必要^{ひつよう}な体制^{たいせい}の整備^{せいび}を図^{はか}るものとする。

2 地域における連携

国及び地方公共団体の機関であって、障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域において関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。

3 啓発活動

国及び地方公共団体は、必要な普及・啓発活動を実施する。

4 情報収集等

国は、国内外における差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

【施行期日等】

平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

【今後の予定（内閣府見込み）】

内閣府において、今年度中に基本方針を策定する予定。

これを踏まえ、各行政機関及び各主務大臣が対応要領及び対応指針を作成。